

計機健保連絡報

第581号

—— 短時間労働者に対する健康保険の適用拡大にかかると事務の取扱いについて ——

事務の取扱いについて ——

平成29年4月1日より「公的年金制度の財政基盤及び最低保証機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」の一部が改正され「特定適用事業所以外の適用事業所」の事業主は、規定の同意を得て通常の労働者の4分の3未満の所定労働時間（または日数）で働く「短時間労働者」（週の所定労働時間が20時間以上であること、雇用期間が1年以上見込まれること、賃金の月額が8万8000円以上であること、学生でないこと、の4要件を満たす労働者）の「健康保険の適用を受ける」旨の申出ができることとされました。

これらに対する事務の取扱いについては、当組合ホームページをご覧ください。

—— 資格取得届・資格喪失届や被扶養者（異動）届は速やかに提出を ——

速やかに提出を ——

届出は事由発生から5日以内とされています。

なお、4月は異動が多い時期ですので、届出漏れのないようお願いいたします。

【業務課】 TEL 03(3264)4332

—— 契約医療機関の新年度料金等について ——

平成29年度についても契約医療機関と契約の取り交わしをいたしました。料金及び健診内容等については当組合ホームページを確認してください。

【検診課】 TEL 03(3264)4335

—— 「ジェネリック医薬品促進通知書」を送付します ——

6か月毎に通知しております「ジェネリック医薬品促進通知書」を4月21日（金）に事業所へ送付しますので、被保険者の皆様へ配布方よろしくお願いたします。

【審査課】 TEL 03(3264)4427

—— 特定保健指導について ——

「特定健康診査」（年齢40～74歳・各種健診に含まれる）を受検した方に、「特定健康診査の結果・判定」を送付しています。特定健康診査の結果からメタボリックシンドローム判定と特定保健指導レベルの階層化を行い、「特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）」に該当した方には「特定保健指導参加希望確認書」を同封しています。

特定保健指導は当組合や契約医療機関の他、事業所やご自宅に伺う訪問型支援も行っています。

皆様の健康の保持増進のため、該当した方への周知と勧奨をお願いします。

【保健科】 TEL 03(3264)4336

—— 富士急行グループの施設が割引料金で利用できます ——

「利用証明書」と「健康保険被保険者証」を各施設窓口で提示すると富士急行グループが運営する富士急ハイランド、ぐりんぱ、ふじやま温泉等の遊園地、温浴施設、宿泊施設、ゴルフ場、スキー場の各施設が割引料金で利用できます。

割引対象施設や料金等の詳細については、FUJIYAMA 倶楽部ホームページをご覧ください。

なお、「利用証明書」についてはFUJIYAMA 倶楽部ホームページより、ID、パスワードを入力してダウンロードするよう、被保険者の皆様に周知方よろしくお願いたします。

【ID】kikk 【パスワード】2295

【保健事業課】 TEL 03(3264)4338

計機健保会館 休館のお知らせ

5月1日（月）は、当組合の設立記念日にあたりますので、休館とさせていただきます。